対＝9月1日現在、満40歳以上で年齢が5歳きざみの節目にある方（40歳、45歳、50歳、55歳…）
検査内容＝口腔内検査・歯周組織検査（虫歯の有無、口腔内の検査、歯茎の状態、噛み合わせなど）
¥＝1，200円　※70歳以上の方は無料。その他免除制度があります。
所＝町内の指定歯医院
小原歯科クリニック　☎738-8217
加藤歯科医院　☎738-4011
北川歯科医院　☎738-3307
氷見歯科医院　☎738-0101
ゆかりデンタルクリニック　☎738-0171
おおたわ歯科　☎733-2626
和田歯科医院　☎732-2005
国保診療所　☎739-0004
実施期間＝9月～11月の3か月間
申＝直接、歯科医院にお申込みください。
問＝保健福祉センター　☎738-3813

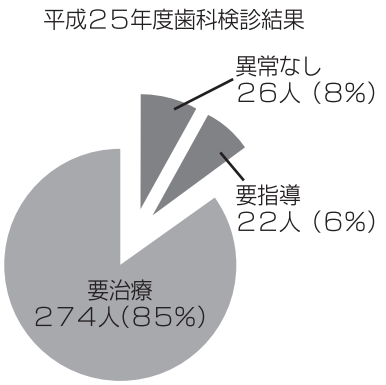

健康コラム〈第二号〉「中年からの健康維持について」

このままではダメだ…と感じたのは10年程前に会社の健康診断で「メタボです」と宣言され、講習会に参加してからです。

当時、体重は80キロ（身長170センチ）と10キロ以上もオーバー。それからは、早朝と帰宅後のジョギングを各1時間行うようにしました。やりだすと不思議なもので、その日課をやらないと1日が終わらないと言う気分になったものです。

このジョギングも約半年は続いたのですが、ある環境の変化でストップしてしまいました。しかし、このおかげで10キロ以上の減量に成功したのは確かです。

当時を思って感じるのは、減量・健康維持と言っても、汗だくになるような高い負荷をかけるような運動は、中年にはけがや心筋梗塞などの心配もあります。今は、できるときにできる軽めの運動で無理せず汗をかくことができる「ウォーキング」を心がけています。

特にこの地元には、箕面森町や妙見山などウォーキングに適した場所が多いので、中年のみなさん、時間のある時に気分転換がてらに歩いてみてはいかがですか？

ピンピンコロリで、人生が全うできますように…。（55歳男　東ときわ台）

安全・生活

メータボックスの管理について

各家庭に取り付けられている水道メータは、隔月ごとに検針しています。

検針がスムーズに行えるようメータボックスの管理には、次のことにご注意ください。また、検針の妨げになる場合は、停水となることがあります。

・メータボックスの周辺や上に、物や車を置かないようにしてください。
・メータボックスの中に水や泥などが入らないようにしてください。
・メータボックス周辺の植木などが、検針の妨げにならないようにしてください。
・犬などのペットは、出入り口やメータボックスから離れた場所につないでおいてください。

問＝営業課・工務課☎738-3311

9月10日は「下水道の日」です

下水道は、皆様の家庭などから出る汚水を集め、処理をしてきれいな水に戻す大切な役割を担っています。

野菜くずや食べ残し、残り油などを台所から流したり、ウエットティッシュやハンドタオルをトイレから流すと、管を詰まらせることや、トイレが使えなくなることが生じるとともに、ポンプなどの施設を傷めて、川や水路の水が汚れてしまいます。

また、各家庭の敷地内にある下水の排水設備は、個人の所有物です。各個人で維持管理していただかなければなりません。お風呂や台所、トイレの排水口などに汚水桝が設置されていますので、2カ月に1度はフタを開けて清掃してください。

皆様の快適な生活を守るため、下水道を正しくお使いいただきますよう、お願いします。

問＝営業課・工務課☎738-3311

耐震補助制度を活用して安全・安心を

阪神淡路大震災では、建物倒壊により多くの方が亡くなられました。この時倒壊した建物のほとんどが旧耐震基準で建築された住宅でした。

昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅を対象として、耐震診断、耐震設計、耐震改修にそれぞれ補助を行います。これから起こりうる巨大地震から大切な生命・財産を守るため、耐震補助制度をご利用ください。

問＝建設課☎739-3423

豊能町緊急速報メール配信訓練を実施します

9月5日（金）、本町で平成25年3月から運用を開始している緊急速報メールの配信訓練を実施します。同日、大阪府が実施する、880万人訓練に連接して、午前11時33分に皆さまの携帯電話などにメール配信しますので、皆さまのご理解をお願いします。

問＝総務課☎739-3415

豊能町地域防災計画の修正について

本町の地域防災計画は、平成17年度に修正を行い、以降毎年修正事項を検討してまいりましたが、その後、本町においても南海トラフ巨大地震による人的被害・建物被害の増加が想定されていることから、本年度内に、国・大阪府の防災計画および南海トラフ巨大地震想定に基づき町地域防災計画を大幅に修正し、引き続き防災・減災に努めてまいりますのでご理解・ご協力をお願いします。

問＝総務課☎739-3415

防災出前講座申込受付中

町では、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町、関係団体、住民の皆さまが連携して地域防災力の向上に努めているところです。

地域防災力の主力となるのは自主防災組織であることは、災害対策基本法にも規定されています。

本町では、自主防災組織の拡充を図るとともに、組織の必要性や活動などについて理解を深めるため、防災出前講座を行っておりますので、お申込みください。

申・問＝総務課☎739-3415

秋の全国交通安全運動

この運動は、広く住民の方に、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、住民の方自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

期間＝9月21日（日）～30日（火）
交通事故ゼロを目指す日　9月30日
運動の重点＝◎子どもと高齢者の交通事故防止　◎夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止　◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底　◎飲酒運転の根絶（大阪重点）◎高齢者の自転車事故防止
スローガン＝◎知らせよう　早めのライト　あなたから
◎許しません　飲酒運転　許す人

問＝住民人権課☎739-3420

自転車マナーアップ強化月間

この運動は、広く住民の方に、自転車利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくことにより、自転車の安全利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止を図ることを目的としています。

期間＝9月1日（月）～30日（火）
強化月間の重点＝◎高齢者の自転車ヘルメット着用の推進　◎自転車利用者のルール遵守の徹底
スローガン＝◎身につけよう　正しいルールとエルダー・ヘルメット
◎自転車は　子どものるけど　車だよ

問＝住民人権課☎739-3420

自動車運転者講習会の開催について

左記の日程で、自動車運転者講習会を行います。自動車運転者講習会は春・秋の年2回です。定期的に講習を受けて、安全運転を心がけましょう。

自動車運転者講習会日程（豊能町）
①9月9日（火）午後7時～8時
高山公民館（高山478-5）
②9月10日（水）午後7時～8時
西公民館（光風台5-1-2）
③9月11日（木）午後7時～8時
中央公民館（余野26）

問＝住民人権課☎739-3420

（広告）

交通事故発生状況

（平成26年7月中の速報値）　豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	2件	9件	11件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	0人	3人	3人
軽傷者数	2人	10人	12人
物損事故	21件	28件	49件
総件数	23件	37件	60件

しっかりと　ルール守って　事故防止
気をつけて！　あおになっても　右左
交通ルールを守りましょう
豊能町交通事故をなくす運動推進本部会議

昨年とのごみ量比較（7月分）　単位:トン

	今年(※)	昨年	対前年比
可燃ごみ	415.34	430.22	-3.5%
粗大ごみ	11.38	11.92	-4.5%
不燃ごみ	14.00	21.89	-36.0%
蛍光灯	0.11	0.22	-50.0%
乾電池	0.21	0.27	-22.2%
空きビン	11.86	13.07	-9.3%
空きカン	4.15	4.73	-12.3%
紙類など	51.68	69.56	-25.7%
容プラ※	16.87	19.51	-13.5%
ペットボトル	3.42	2.79	22.6%
植木剪定くず	16.00	13.50	18.5%
食用廃油	0.00	0.63	——
計	544.70	587.82	-7.3%

※蛍光灯および乾電池は不燃ごみの内数
※容プラ…容器包装プラスチック類
（注）速報値のため数値が変わることがあります。

この地域では救急救命士による処置の範囲が広がります

当地域では、平成26年9月1日から、医療機関、医師会及び消防署などの地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）の連携のもと、医師の具体的な指示を受けて救急現場や救急車内などで救急救命士（※①）が行える処置の範囲が広がります。これらの処置に際しては一定の時間がかかり、病院までの時間が若干延長するなどの影響があります。なお、今回拡大される救急救命士による処置を断った場合も、直ちに搬送の準備に取り掛かりますのでご安心ください。

拡大される処置範囲は次の2つの行為です。

☆低血糖性の意識障害の可能性がある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

☆血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の患者さんに点滴を行います。

（※①）処置拡大に必要な研修を受講した認定救命士

9月9日(火)は救急の日です。救急車の適正利用にご協力を！

9月9日は何の日かご存じでしょうか?9(きゅう)と9(きゅう)で「きゅうきゅうの日」、すなわち「救急の日」です。

この「救急の日」は、皆さんに救急業務や医療に対する理解と認識を深めていただくことを目的に昭和57年に定められました。

近年救急件数が全国的に増加傾向にあり、平成25年中には、全国で過去最高の591万5956件もの救急出動がありました。豊能町も例外ではなく増加傾向にあり、年間1，000件を超え過去最高件数となっております。

救急車は、ケガや急病など緊急に病院で診察が必要な人のためのものです。また、本町では東西地区各1台の救急車で対応しているため、緊急性のない救急車の要請は、本当に救急車が必要な救急事案が起きたときに、現場への到着が遅れ、救える命が救えなくなる場合があります。

「夜間・休日だったから」「どこの病院に行けばよいか分からなかった」「救急車で病院に行った方が優先的に見てくれるから」「交通手段がなかった」などといった理由での救急車の安易な利用は極力避け、救急車を本当に必要としている人のために、緊急性がなく自分で病院に行ける方は、自家用車や交通機関を利用して病院へ行っていただくなど、皆さまのご協力をお願いします。

救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関などに搬送しなければならない場合は、迷わずすぐに救急車を要請してください。

また、救急車を呼ぶほどではないが、「どこの病院へ行けばいいの?」「病院へ行った方がいいの?」「応急手当の方法がわからない！」「救急車を呼ぶ前に相談出来たら！」こんなときは、24時間・365日体制の【救急安心センターおおさか】へご相談ください。

救急安心センターおおさか相談窓口
＃7119
（携帯電話・固定電話(プッシュ回線)）
☎06-6582-7119
（固定電話(IP・ダイヤル回線など)）

☆事故や急病で、緊急に病院に運ばなければならない場合には、迷わず119番通報してください

問＝消防署警備課☎736-0119

オータムジャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて3億9,000万円！

発売期間　9月19日(金)～10月10日(金)

オータムジャンボ宝くじの収益金は、
市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

〈問い合わせ〉　公益財団法人大阪府市町村振興協会　☎06-6941-7441

消費生活

『個人の情報を教えないと年金を停止する！と脅された』

【事例】

突然知らない女性から電話があり、「国の調査なので答えなければ年金が減額される」と言われ、生年月日・家族構成・年金受給額などを聞かれた。不快に思い何も答えず電話を切ったところ、すぐに「市役所の生活課で年金を担当している」という男性から「調査に協力しないと年金が停止されるがよいのか」と電話があった。電話を切ってもすぐに電話がかかる、という繰り返しで、とてもしつこかった。不審であり気味が悪い。（80歳代　女性）

【アドバイス】

公的機関の調査などをかたり、年金を停止するなどと脅して個人情報を聞き出そうとするケースです。

★相手のペースに乗らないことが大切です。

★公的機関が個人宅に電話して、いきなり生年月日や家族構成などを尋ねたり、年金の支給停止を告げるなどということはありません。

★電話がしつこく続くときは、最寄りの警察や消費生活センターなどにご相談ください。

『送り付け商法、今度は違法なアダルトDVDが消費者のもとに』

申し込みもしていない消費者に対して、アダルトDVDを送付し、後日、約60万円の費用を支払うようにという請求書を送付する手口に関する相談が、全国の消費生活センターに複数、寄せられています。主に30歳代から60歳代までの男性がトラブルに遭っています。

【事例1】

送り付けられたアダルトDVDの代金約60万円を請求された。

【事例2】

アダルトDVDと「クーリング・オフできない」と書かれた請求書が届いた。

【事例3】

アダルトDVDが送られてきた後「代金を払え」と執拗（しつよう）に電話がかかってきた。

【アドバイス】

モザイク処理などの修正がほどこされていないアダルトDVDの販売は刑法に抵触する可能性があります。

このように注文していない、違法性の高い商品を送り付けて代金の支払いを求める手法は、非常に悪質です。

★注文していないのであれば代金を支払う必要はありません。

★決して相手には連絡をせず、すぐに最寄りの警察や消費生活センターなどにご相談ください。

『ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意！衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生』

近年、幼児を対象にした、自転車に乗る前にバランス感覚を養う遊具、いわゆるペダルなし二輪遊具が販売されています。この商品はペダルがついておらず、地面を蹴って走行する遊具ですが、取扱説明書で禁止されている急な坂道で使用してしまうと、速度がついてしまい重大な事故になることがあります。

【アドバイス】

ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも大人が追いつけない速度になります。

★坂道では絶対に使用させないようにしましょう。

★ペダルなし二輪遊具は、坂道や公道などでは使用が禁止されています。取扱説明書の内容を確認しましょう。

★ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者などが立ち会い、慣れた場所でも子どもから目を離さないようにしましょう。

★日常からヘルメットを必ず着用させましょう。

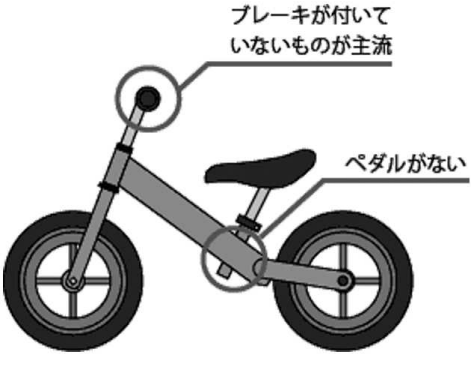

図　ペダルなし二輪遊具の外観的な特徴

【消費生活に関するご相談は】

農林商工課　消費生活コーナー
月・水・木の午前9時～午後5時
来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。
☎739-0001（内線255）